

行政評価委員会の意見

1 評価手法についての意見

ア 市町村の行財政体制の整備

施策評価調書における「施策の課題と見直し」で、「地域の実情・ニーズに応じて構想対象市町村の変更・見直しを行う必要がある」としているが、今後の展開方向では、事務事業の規模、目標、内容・手法、いずれも「現行水準」であったり、「改善を要しない」としている。課題の解決に向けて、見直す事項を記載すべきである。

イ 山村・過疎・離島地域の活性化の実現、子育てへの支援

県庁横断的な施策であるのだから、「施策の手段となる上記事務事業以外の県の取組」について、特に「他の所属の取組内容」をしっかりと記載し、評価すべきである。

ウ 子育てへの支援

施策評価調書の「目的の達成度に関する認識」に「子育て環境が整ったとはいえない」とあるが、その理由についての分析・対応が必要である。「施策の評価と今後の基本方向」の中に、理由の説明や、取組の方向性等の記述が入るべきであると思う。また、通常、施策を構成する事務事業が効果を発揮すれば「子育て環境の整備」ができることになるが、そうでないのであれば、その理由について分析したことを「施策の評価と今後の基本方向」に記載するなど、書き方を工夫するとまとまりが良いと思う。

施策評価調書における「今後の事務事業の展開方向」で多くの事業の見直しが必要としながら、「施策の課題と見直し」で課題「無」としている。内容が矛盾しているので、課題の解決に向けて、見直す事項を記載すべきである。

エ 観光・交流の活発化

この施策は、県内よりも県外・国外からの誘客についての取組や、国際交流についての取組であるので、そのことを踏まえて施策の評価を行うべきである。

オ 生産性向上のための農業生産基盤の整備

施策の目標となる指標における「施設」と事務事業評価調書（農業水利施設保全対策事業費）の指標における「地区」の差異が分からないので、分かるように記載すべきである。

施策の目的とする状態が達成されていないにも関わらず、課題「無」とし、また、「今後の事務事業の展開方向」においても、ほとんどが「現行水準」・「改善を要しない」としている。目的達成に向けての改善策を記載すべきである。

農業生産基盤の整備といった施策は、単年度での評価が難しいので、今後、こうした事業の評価手法の検討が必要である。

カ 高等学校生徒の学習指導と支援の充実

産業教育充実事業（専門高校における「日本版デュアルシステム」推進事業）について、事務事業を廃止した理由を記載すべきであるし、また、他の事務事業で引き続き実施しているのであれば、そのことを記載すべきである。

2 必要性の観点からの意見

(1) ニーズが把握できているか。

ア 市町村の行財政体制の整備

施策に関するニーズが抽象的・一般的な記載にとどまっているので、行政ニーズ、住民意識など、可能な範囲で県の特性を踏まえた必要性について記述すべきである。

イ 山村・過疎・離島地域の活性化の実現

山村・過疎・離島地域の現状について、具体的なデータを記載することが望まれる。こうした地域の実態について、全国との比較、県内他地域との比較などがあれば、よりわかりやすい調書になると思う。

ウ 子育てへの支援

少子化対策のため、行動計画が策定され、条例が制定されているが、少子化等に関する県の現状と将来予想を簡潔に記載すべきである。

(2) 目的が認識され、達成状態が示されているか。

ア 民間防災体制の充実

「施策の目的」の項目には対象として「企業」及び「県」が盛り込まれているが、「目的とする状態の達成度」の項目にはこれらに関する記述が抜けているので、入れるべきである。

(3) 成果を示すための妥当な目標・指標が設定されているか。

ア 市町村の行財政体制の整備

「市町村の行財政体制の整備」については、市町村合併が目的ではなく、市町村の行財政能力の向上が最終的な目的であると思う。そのことを、施策評価調書の指標等で明確にした方が良い。

事務事業評価調書(市町村合併推進費(市町村合併特例交付金))の指標が、合併市町村の必要金額に対する実際の交付金額とされ、その実績が100%となっているが、出来る範囲での目標となっていないか。また、交付を受けた市町村事業の効果等を指標にできないか検討すべきである。

イ 山村・過疎・離島地域の活性化の実現

施策評価調書における測定可能な指標を「三河の山里体感プラザの入場者数」にしているが、施策の目標とする「交流人口の増加」に結びつくのが疑問である。むしろ、測定可能な指標を「交流人口の増加」にできないか検討すべきである。

事務事業評価調書(山村過疎対策費)には5つの事業が張り付いているが、その事務事業の指標が「体感プラザの入場者数」だけであり、この目標値が満たされることによって生活環境が改善されるのかという疑問である。目標値の立て方を工夫する必要がある。

ウ 民間防災体制の充実

「施策の目的」の項目では、「家庭」「地域」「ボランティア」「企業」「県」のそれぞれに分けて記載しているのだから、「施策の目標となる指標」もそれぞれに対応させた方が説明しやすい。例えば、企業規模ごとに防災対策の計画がどのくらい策定されているかという観点などを指標に取り入れると理解しやすくなるのではないか。

起震車などの啓発事業によって、防災対策の取組みをする人の割合が徐々に上がってきているのであれば、「施策の目標となる指標」は、何年前 % から現在 % に上がったと記載する方が良い。

企業の防災対策は結構進んでおり、その実態を把握することが重要であるため、可能であれば指標にすると良い。

エ 資源循環型社会の実現

「資源循環型社会の実現」という施策の目標としては、「廃棄物の最終処分量の削減」とするよりも、他に適切な目標が掲げられるのではないか。

オ 子育てへの支援

事務事業評価調書（こどもの国費（指導事務費・管理運営委託費））においては、「こどもの国」の運営について採算がとれるレベルの入場者数を目標値にすべきであると思う。

カ 観光・交流の活発化

施策評価において、「県内観光レクリエーション施設の利用者数」が定量的に図ることのできる唯一の尺度としているが、「観光・交流」施策の目標が施設利用者数とは思えない。「県内への観光客数」、「ユニバーサルデザイン度」、「外から見た魅力度」などの統計的データを指標として設定できないか検討すべきである。

事務事業評価調書（県営観光施設管理運営委託費・整備費）における利用率目標 37%、31%の内容が分かるように記載すべきである。

事務事業評価調書（イベント・コンベンション推進事業費）の有効性の評価が「コンベンション開催件数」となっているが、計画・調査レベルを開催件数では評価できない。他の指標が必要である。

キ 高等学校生徒の学習指導と支援の充実

施策を構成する事務事業の目標値は、「学校訪問指導回数」、「参加生徒数」、「支援時間数」、「活用校数」など、いわゆるアウトプット指標が多いが、成果を示すアウトカム指標を設定することができないか検討すべきである。施策評価調書における測定可能な指標において、18・19年度の目標値と最終目標値が同じであるが、その理由が分かるようにすべきである。

（４）達成度が正しく評価されているか。

ア 市町村の行財政体制の整備

「市町村の行財政体制の整備」の最終的な目的である「行財政能力の向上の手段としての合併の効果」を検証するには約 10 年の時間を要することや、個別の市町村合併関連事業の効果について調書に反映できないことなどを施策評価調書に記載すべきである。

イ 資源循環型社会の実現

産・学・行政の連携協働により循環ビジネスの創出をするような施策については、ビジネスの主体が県でないため、一般的な行政評価の手法には馴染みにくいと思う。

ウ 観光・交流の活発化

この施策は、指標として設定した「県内観光レクリエーション施設の利用者数」が目標値を上回れば目的が達成されるものではない。「施策の目的」

に記載されている「観光客の誘致などによる地域の魅力の向上と交流の拡大」がどれほど図られたかを「目的の達成度に関する認識」に記載すべきである。

エ 生産性向上のための農業生産基盤の整備

農業水利施設の保全対策の最終目標が9施設（21年度）であるならば、18・19年度の目標値は、「その目標に向かって何%進捗するか」である。また、18年度末に33%達成で「着実に目標に向かっていく」としているが、その判断の根拠を分かるようにすべきである。

3 有効性の観点からの意見

(1) 目的達成に寄与する有効な手段がとられているか。

ア 民間防災体制の充実

防災意識高揚には被災地の映像、被災者の声など、ビジュアルに訴えると一番効果があがる。また、起震車による模擬地震体験は高い啓発効果があると思う。

イ 子育てへの支援

施策の手段と位置づけられる事務事業が17事業もあり、施策目的との関連がそれほど高くないものも含まれている。手段事務事業の目的、位置づけを精査し、必要に応じて、別の施策の設定や他施策への位置づけを検討すべきである。

ウ 観光・交流の活発化

中部国際空港観光案内事業費では、「5県1市の協議会」を設置しているが、中部圏におけるセントレアのカバーエリアは、滋賀・石川・富山・長野を加えた圏域であるから、広域化を図るべきである。何より空港利用客の拡大が最重点である。

「旅行業指導費」や「メッセナゴヤ2008開催費負担金」は、施策の目的との関連性が高くない。別の施策の設定などを検討すべきである。

(2) 社会情勢の変化に対応しているか。

ア 子育てへの支援

子育ての支援をするNPOの活動について、市町村職員の意識が低いということをよく耳にする。特に子育ての分野に関するNPOについての意識調査をするなど、市町村職員の意識改革に関する取組を検討してはどうか。

子育て環境づくりのためには、あらゆる主体がその重要性を真摯に受け止め、社会全体で取り組むべきものであるが、最大の課題は雇用慣行にある。一定の変化は見られるが、まだまだであるので、雇用環境の改善に向けた普及啓発などの取組を進めるべきである。

「こどもの国費」は、他と比べ費用が突出しているが、有効性等の検討結果を踏まえて、事業費の抑制や他の取組について検討することが必要である。

4 効率性の観点からの意見

(1) 成果を高める方法やコストを抑える方法が検討されているか。

ア 山村・過疎・離島地域の活性化の実現

事務事業評価調書（過疎バス路線維持事業費）については、効率性に関する記載を詳しくすべきである。路線維持は必要と思うが、予算の増加を抑制する方法、経営を効率化する方向が目に見えるようにすることが大切である。また、19年度の事業費が18年度に比べて増えているが、なぜ増えているのか効率性の欄にその理由を記載した方が良い。素人が調書を見てわかるような内容にすべきだと思う。

イ 子育てへの支援

事務事業評価調書（児童福祉事務費）において、18年度と19年度の事業費に1億円の差がある。この差額に係る事業の内容を調書に記載すべきである。

ウ 高等学校生徒の学習指導と支援の充実

指導振興費（高等学校教育指導振興費）について、19年度の予算が増えているが、その差額に係る事業の内容を調書に記載すべきである。

(2) 補助、貸付、委託等、適当な方法がとられているか。

ア 子育てへの支援

子ども会連絡協議会補助金について、必要性、有効性、効率性の観点から評価結果を踏まえて事業のあり方について検討すべきである。

5 行政評価制度等に対する意見

(1) 行政評価制度について

- ア 事業実施主体が「寄与度」等についてA B Cの評価をする以上、自ら実施する事業の寄与度が小さいと評価することはないと思う。客観性の観点から幹部が評価するなり、外部の目線を入れないと改革は難しいと思う。
- イ 自己評価を基本とするのであれば、改革へ向かうインセンティブが働くと、それによって評価の精度の向上や事務事業の見直しが進むと思う。

(2) 評価調書様式等について

ア 事前評価調書

新規事業である限り、「事業の緊急性」は当然高いと付けざるを得ないと思うし、「期待される効果」を定性的に出すのであるから、美辞麗句を書くことになると思う。また、新規事業について「必要性が低い」と評価することはないのではないか。

イ 事務事業評価調書

評価調書は見やすくなったし、実施手法の欄を新たに作成したことは、事務事業の内容の理解を進めるために良いことだと思う。